

放置違反金の納付命令等に関する規則（平成 18 年高知県公安委員会規則第 11 号）の一部  
改正について

公開日 2016 年 03 月 31 日

1 規則等の題名

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 4 項

3 規則等の制定日

平成 28 年 3 月 31 日（木曜日）

4 結果公示の日

平成 28 年 3 月 31 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の全部改正に伴い当然必要とされる規定の  
整理をする改正であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則・新旧対照表

別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部交通部交通指導課

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号

電話番号：088 - 826 - 0110

## 公安委員会規則

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

### 高知県公安委員会規則第13号

#### 放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「軽減又は免除しなければ」を「軽減又は免除をしなければ」に改め、同項第7号中「異議申立て」を「審査請求」に、「その申立て」を「その審査請求」に改める。

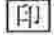
第11条中「警察本部長が別に」を「高知県警察本部長が」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記  
第1号様式（第2条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県公安委員会 

放置違反金納付命令書

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定に基づき、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納期限までに放置違反金を納付してください。

記

命令の件名	
放置違反金の額	円
納期限	年 月 日
納付の場所	
納付命令の理由	

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両について、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。
  - 3 弁明の機会の付与の通知に送付した仮納付書は使用できません。

照会先

別記第7号様式を次のように改める。  
**第7号様式**（第5条関係）

第 年 月 日								
様								
高知県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>								
督促状								
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定に基づき放置違反金の納付を命じましたが、その納期限（ 年 月 日）を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。</p> <p>下記の指定納付期限までに、同封の納付書により、至急放置違反金及び延滞金を納付してください。</p> <p>下記の指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることがあります。</p> <p>なお、完納された後にこの督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。</p>								
記								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 30%;">弁明通知書の番号</th> <th style="width: 20%;">放置違反金</th> <th style="width: 35%;">延滞金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金			円	円
年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金					
		円	円					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">指定納付期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>納付の場所</td> <td> </td> </tr> </table>	指定納付期限	年 月 日	納付の場所					
指定納付期限	年 月 日							
納付の場所								
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p> <p>注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。</p> <p>2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口で納めてください。</p> <p>なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。</p> <p>3 延滞金については、裏面を御覧ください。</p>								
照会先								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏面)

#### 延滞金の計算方法に関する説明

- 1 当公安委員会は、道路交通法第51条の4第13項の規定により放置違反金の納付を督促した場合においては、納期限（納期限の延長があった場合は、当該延長された納期限とする。以下同じ。）の翌日から当該放置違反金の完納の日までの日数に応じ、当該未納の放置違反金（以下「未納金」という。）に対して年14.5パーセント（納期限の翌日から督促状に指定した期日（表面の「指定納付期限」欄に記載している日）までの期間にあっては、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収します。ただし、当分の間、延滞金に係る年7.3パーセントの割合は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とします。  
また、延滞金の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てます。
- 2 1の延滞金を計算する場合において、未納金の額に1,000円未満の端数があるとき又は未納金の額が2,000円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てます。
- 3 1及び2により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てます。
- 4 1により延滞金を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第8条関係）

第 年 月 日	号 日
様	
高知県公安委員会	印
延滞金減免承認（不承認）通知書	
年 月 日付けで申請のありました放置違反金（違反番号第 号）の延滞金の減免について、下記のとおり承認（不承認）の決定をしたので通知します。	
記	
1 減額又は免除の別	
2 減免後の延滞金の額	円
3 減額する額	円
4 減免の理由	
(教示)	
1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。	
2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。	
照会先	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
2 教示については、決定の内容が審査請求をすることができるものである場合（不承認の場合等）にのみ記載する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表

新

放置違反金の納付命令等に関する規則（抜粋）

（延滞金の減免）

第8条 高知県放置違反金の延滞金徴収条例（平成18年高知県条例第4号。次項において「徴収条例」という。）第3条第3号のやむを得ない理由があると認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）～（4） 略

（5） 納付者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した国税、地方税、公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

（6） 略

（7） 放置違反金の納付命令に関し審査請求がなされた場合において、その審査請求に相応の理由があると認めて、当該放置違反金の徴収の手続を停止したとき。

（8）～（10） 略

2・3 略

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、放置違反金の納付命令等に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める。

旧

放置違反金の納付命令等に関する規則（抜粋）

（延滞金の減免）

第8条 高知県放置違反金の延滞金徴収条例（平成18年高知県条例第4号。次項において「徴収条例」という。）第3条第3号のやむを得ない理由があると認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）～（4） 略

（5） 納付者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した国税、地方税、公課又は債務について軽減又は免除しなければ、その事業の継続又は生活の維持が困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

（6） 略

（7） 放置違反金の納付命令に関し異議申立てがなされた場合において、その申立てに相応の理由があると認めて、当該放置違反金の徴収の手続を停止したとき。

（8）～（10） 略

2・3 略

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、放置違反金の納付命令等に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。



別記  
第1号様式 (第2条関係)

第 年 月 日	様
高知県公安委員会 [印]	
放置違反金納付命令書	
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定に基づき、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納期限までに放置違反金を納付してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
命令の件名	
放置違反金の額	円
納期限	年 月 日
納付の場所	
納付命令の理由	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。</p> <p>2 同一の車両について、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。</p> <p>3 弁明の機会の付与の通知に送付した仮納付書は使用できません。</p>	
照会先	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記  
第1号様式 (第2条関係)

第 年 月 日	様
高知県公安委員会 [印]	
放置違反金納付命令書	
<p>あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定に基づき、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納期限までに放置違反金を納付してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
命令の件名	
放置違反金の額	円
納期限	年 月 日
納付の場所	
納付命令の理由	
<p>(教示)</p> <p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として (訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。)) 提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>注1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。</p> <p>2 同一の車両について、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。</p> <p>3 弁明の機会の付与の通知に送付した仮納付書は使用できません。</p>	
照会先	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第7号様式 (第5条関係)

第 年 月 日

様

高知県公安委員会 [印]

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定に基づき放置違反金の納付を命じましたが、その納期限( 年 月 日)を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により、至急放置違反金及び延滞金を納付してください。

下記の指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることがあります。

なお、完納された後にこの督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
		円	円

指定納付期限	年 月 日
納付場所	

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口で納めてください。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

照会先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第7号様式 (第5条関係)

第 年 月 日

様

高知県公安委員会 [印]

督促状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定に基づき放置違反金の納付を命じましたが、その納期限( 年 月 日)を経過してもいまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により、至急放置違反金及び延滞金を納付してください。

下記の指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることがあります。

なお、完納された後にこの督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金
		円	円

指定納付期限	年 月 日
納付場所	

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます

(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。))提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口で納めてください。

なお、納付した場合には、納付書に添付されている領収書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 延滞金については、裏面を御覧ください。

照会先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏面)

延滞金の計算方法に関する説明

1 当公安委員会は、道路交通法第51条の4第13項の規定により放置違反金の納付を督促した場合には、納期限（納期限の延長があった場合は、当該延長された納期限とする。以下同じ。）の翌日から当該放置違反金の完納の日までの日数に応じ、当該未納の放置違反金（以下「未納金」という。）に対して年14.5パーセント（納期限の翌日から督促状に指定した期日（表面の「指定納付期限」欄に記載している日）までの期間にあっては、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収します。ただし、当分の間、延滞金に係る年7.3パーセントの割合は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とします。

また、延滞金の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てます。

2 1の延滞金を計算する場合において、未納金の額に1,000円未満の端数があるとき又は未納金の額が2,000円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てます。

3 1及び2により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てます。

4 1により延滞金を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(裏面)

延滞金の計算方法に関する説明

1 当公安委員会は、道路交通法第51条の4第13項の規定により放置違反金の納付を督促した場合には、納期限（納期限の延長があった場合は、当該延長された納期限とする。以下同じ。）の翌日から当該放置違反金の完納の日までの日数に応じ、当該未納の放置違反金（以下「未納金」という。）に対して年14.5パーセント（納期限の翌日から督促状に指定した期日（表面の「指定納付期限」欄に記載している日）までの期間にあっては、年7.3パーセント）の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収します。ただし、当分の間、延滞金に係る年7.3パーセントの割合は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。）とします。

また、延滞金の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てます。

2 1の延滞金を計算する場合において、未納金の額に1,000円未満の端数があるとき又は未納金の額が2,000円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てます。

3 1及び2により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てます。

4 1により延滞金を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第15号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県公安委員会 印

延滞金減免承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました放置違反金（違反番号第 号）の延滞金の減免について、下記のとおり承認（不承認）の決定をしたので通知します。

記

- 1 減額又は免除の別
- 2 減免後の延滞金の額 円
- 3 減額する額 円
- 4 減免の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

照会先

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
 2 教示については、決定の内容が審査請求をすることができるものである場合（不承認の場合等）にのみ記載する。

第15号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

高知県公安委員会 印

延滞金減免承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました放置違反金（違反番号第 号）の延滞金の減免について、下記のとおり承認（不承認）の決定をしたので通知します。

記

- 1 減額又は免除の別
- 2 減免後の延滞金の額 円
- 3 減額する額 円
- 4 減免の理由

（教示）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県公安委員会となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

照会先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。